

郵便入札の実施について

ウイルス感染症の感染拡大防止等のため、入札会場で執行していた入札又は見積合せ（以下「入札等」という。）について、基本的な感染防止策の徹底等ができないと判断された場合、郵便での入札等（以下「郵便入札」という。）に変更します。

入札等に参加される方は、指名通知書又は見積依頼書（以下「通知書等」という。）をご確認のうえ、入札等にご参加ください。

1 対象となる入札等

津幡町が発注する物品の購入、役務の提供等の入札等（すでに電子入札を実施している業務を除きます）

2 郵便入札である旨の案内

通知書等において、郵便入札であること、入札書の到達期限等必要事項を明記します。

3 実施時期

令和2年6月15日以降に通知を行う案件から実施します。

4 その他

以下に示す「郵便入札の手引き」をご参照ください。

【問い合わせ先】

津幡町役場

総務部 監理課 入札契約係

TEL 076-288-2121

FAX 076-288-6470

津幡町 郵便入札の手引き

1 郵便入札とは

郵便により入札書等を送付する入札方法を言います。なお、郵送によるほか、直接持参することも可能としますので、郵送または持参により入札書等が津幡町に到達したものについて、郵便入札と扱います。

2 郵便入札の対象となるもの

津幡町が発注する物品の購入、役務の提供等で、入札等を行うもののうち、通知書等で「郵便入札」と定めたものを対象とします。

3 入札の参加方法について

(1) 郵送する場合

① 郵送の方法

- ・郵便局の窓口で「一般書留」または「簡易書留」により郵送してください。
郵便ポストに投函されたものは無効とします。
- ・入札書は、二重封筒（中封筒と表封筒）で郵送してください。
- ・入札書の到達期限は、通知書等に記載されている期限までです。期限までに到達しない場合は、欠席扱いとなります。
- ・郵便入札に要する費用は、すべて入札参加者の負担となります。

② 中封筒・表封筒

- ・記載項目については、記載例を参照してください。
- ・中封筒には、必ず入札案件ごとの入札書を封入してください。
案件ごとに封かんした複数の中封筒を1つの表封筒に入れることは可能です。
- ・表封筒には、入札案件ごとの見積内訳書を封入してください。
- ・封かんの際にも使用印鑑届で届出した印を使用してください。

(2) 持参する場合

直接持参する場合は、郵送する場合の表封筒を省略できます。中封筒の記載項目、封かんの方法、提出期限は郵送の場合と同じです。

受領確認が必要な場合は、入札件名と入札参加者の商号又は名称を記入した受領票を作成のうえお持ちください。

4 入札書の取り扱い

到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできませんので、十分確認のうえ提出してください。入札が中止または取消しとなった場合でも、入札書は返却いたしません。

5 入札の辞退について

入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに辞退届を書面で監理課に提出してください。入札書等の郵送後であっても、開札までは入札を辞退することができます。

6 開札の立会い

開札には、入札事務に関係のない職員が立ち会います。

7 再入札について

再度の入札を行う場合は、第1回目の入札を含め、2回までとします。応札者には2回目の入札実施の連絡をし、1回目の最低応札金額、入札書提出期限をFAX等により通知します。

8 同額の入札参加者が複数いた場合

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある時は、くじにより落札者（落札候補者）を決定します。

原則、該当する応札者がくじを引くものとします。くじの辞退はできません。くじを引くことができない場合は、入札事務に関係のない職員がくじを引きます。なお、くじを引く日時、場所は監理課より別途連絡します。

9 入札結果について

落札者には、開札後（原則は当日中に）監理課より電話で連絡します。それ以外の方への個別連絡は行いません。

封筒の記載例(表封筒)

表

書留

929-0393

石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地

津幡町役場 総務部 監理課 入札契約係 宛

入札書在中

津幡町□□3番地1

株式会社 ○○商会

裏

封筒の記載例(中封筒)

表

津 幡 町 長 様	件名 ○○○点検業務委託 入札書在中	場所 津幡町字○○地内	株式会社 ○○商会
-----------------------	-----------------------	-------------	-----------

裏

印
印
印

入札件名と入札参加者の商号又は名称を記載し、使用印鑑届により届け出た印で封かんしてください。